

社団法人栃木県社会福祉士会

第三者評価事業の標準的な評価手法に関する細則

細則第 6 号

平成 20 年 7 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、社団法人栃木県社会福祉士会（以下「本会」という。）第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の運営に関する規程（以下「第三者評価事業運営規程」という。）第 12 条の規定に基づき、評価機関として実施する標準的な評価手法に関する細目事項を定めることにより、適切な評価事業の遂行を図ることを目的とする。

(評価の内容)

第 2 条 本会が実施する評価の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 事前説明
- (2) 自己評価
- (3) 利用者調査
- (4) 訪問調査
- (5) 評価結果の報告
- (6) 評価結果の公表
- (7) とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）への報告
- (8) その他の必要な事項に関すること

(事前説明)

第 3 条 本会は、あらかじめ評価受審を希望する事業所（以下「事業所」という。）を訪問し、評価事業の趣旨について説明を行うものとする。

2 事業所の利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）並びに事業所の職員に対して、評価事業の説明を行うものとする。

(自己評価の実施方法)

第 4 条 事業所は、推進機構が定める当該施設用の評価基準（以下「評価基準」という。）を使用し、本会の指定する期日までに自己評価結果を報告するものとする。

(利用者調査の対象者及び実施方法等)

第 5 条 利用者調査の対象者の抽出については、原則として全数調査とする。ただし、状況により一部抽出調査とする場合には、事業所及び本会が協議のうえ定めた方法により、事業所定員の最低 1 割以上を抽出するものとする。なお、最低 1 割以上が 5 人を下回る場合には、5 人以

上とする。

- 2 アンケート調査の具体的実施については、本会所定の様式により、事業所を通じて利用者に配布し、利用者が記入後、本会所定の封筒に入れて、本会に直接郵送するものとする。
- 3 利用者面接調査の具体的実施については、訪問調査当日に、個室または区別された場所において、評価調査者と1対1で面接調査を行うものとする。ただし、利用者本人の状況等により、これによりがたい場合には、事業所及び本会が協議のうえ定めた方法により実施するものとする。

(訪問調査の実施方法)

- 第6条** 本会は、評価基準を使用し、本会の評価調査者2人以上が、所定の期日に事業所を訪問し、書類等確認及び事業所の職員への聞き取り並びに施設見学等を実施するものとする。
- 2 訪問調査は、主として自己評価結果及びアンケート調査結果との対比による確認をする方法により実施するものとする。

(評価結果の作成及び審査)

- 第7条** 本会は、訪問調査終了後、速やかに評価調査者2人以上の合議をもって評価結果を作成し、評価審査会に報告するものとする。
- 2 評価結果の作成上、必要があると認める場合には、事業所に対して追加資料等の提出を求めることができるものとする。
 - 3 本会は、第三者評価事業運営規程第10条第3項の規定に基づき、評価審査会の構成員の合議により評価審査の決定を行うものとする。

(評価結果の報告)

- 第8条** 本会は、評価結果について、速やかに事業所を訪問して、評価結果報告書を提出するとともに、評価結果の概要について説明を行うものとする。

(評価の公表の同意)

- 第9条** 本会は、前条の規定に基づき説明を行った後、事業所から公表同意書への署名、または記名押印を得るものとする。
- 2 事業所は、本会から評価結果についての説明を受けた後、公表を望まない場合には、その旨を2週間以内に本会へ申し出るものとする。この場合、本会はその旨を推進機構に理由を附して評価結果とともに報告し、推進機構が事業所の意向により評価結果を公表しない旨を公表するものとする。

(評価事業のスケジュール)

- 第10条** 本会が行う評価事業のスケジュールは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、アンケート調査及び自己評価の結果の回収状況その他の状況により、事業所と協議のうえ、変更することができるものとする。

- (1) 契約締結及び事前打ち合わせ 1週目

- (2) 利用者等及び事業所職員への説明 2週目～4週目
 - 第三者評価の趣旨説明
 - アンケート調査票の配布及び記入方法等の説明
- (3) アンケート調査の回収 8週目
- (4) 自己評価結果の回収 10週目
- (5) 訪問調査実施 12週目
 - 利用者面接調査及び事業所職員への聞き取り実施
 - 施設見学
- (6) 事業所への評価結果報告書の提出及び説明 16週目
- (7) 推進機構への評価結果の報告 18週目

(評価調査者)

- 第11条** 評価事業にあたっては、2人以上の評価調査者により評価を実施する。ただし、状況により2人以内の評価調査者の補助者（以下「補助者」という。）を使用することができるものとする。
- 2 評価調査者については、契約の時点で、事業所に対して、その氏名及び主な経歴を伝えるものとする。ただし、契約時点で評価調査者を確定できない場合には、調査票の配布時までこれを確定し、事業所に伝えるものとする。
 - 3 補助者を使用する場合も、前項と同様とする。

(相談及び要望並びに苦情等の窓口)

第12条 本会の相談及び要望並びに苦情等の対応窓口は、次のとおりとする。

担当者名 曾根 俊彦
営業時間 平日（月曜日～金曜日）9時00分から16時00分
電話番号 028-600-1725
Fax 番号 028-600-1730
メールアドレス tacs@minos.ocn.ne.jp

- 2 前項で解決できない場合並びにその他の相談等がある場合は、以下の窓口申し出るよう、事業所に伝えるものとする。

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内）

受付時間 平日（月曜日～金曜日）9時00分から16時00分
電話番号 028-622-7555
Fax 番号 028-622-2316

(評価機関名の表示)

第13条 本会の評価機関としての表示は、次のとおりとする。

住 所 宇都宮市若草1丁目10番6号とちぎ福祉プラザ内
事業所名 社団法人栃木県社会福祉士会
代表者名 大友 崇義

(事業所への説明)

第 14 条 この細則については、事前に事業所に説明し、契約書別紙として事業所及び本会各自 1 通を記名押印することにより、確認するものとする。

(事業所との合意)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は事業所との合意により、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第 16 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この細則は、平成 20 年 7 月 26 日から施行する。